

社会福祉法人 大協会  
役員及び評議員の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大協会の役員及び評議員の報酬に関必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 役員及び評議員が法人業務を行う場合、報酬を支給する。

2 役員（理事長）の報酬は理事会の議を経て、理事長が定める。

3 役員（理事長・施設長を除く）及び評議員が理事会及び評議員会に出席したときは、報酬として日額 5,000 円を支給する。

(支給日)

第3条 報酬については、会議の都度支給するものとする。

(委任)

第4条 この規程に定めるものの他、役員及び評議員の報酬に関し、必要な事項は理事長が別に定める。

(改正)

第5条 この規程の改正は、社会福祉法人大協会の評議員会の議決を得るものとする。

(附則)

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。